

家畜衛生だより

**佐賀県、茨城県で高病原性鳥インフルエンザの
発生が確認されました！
飼養衛生管理の再徹底をお願いします！**

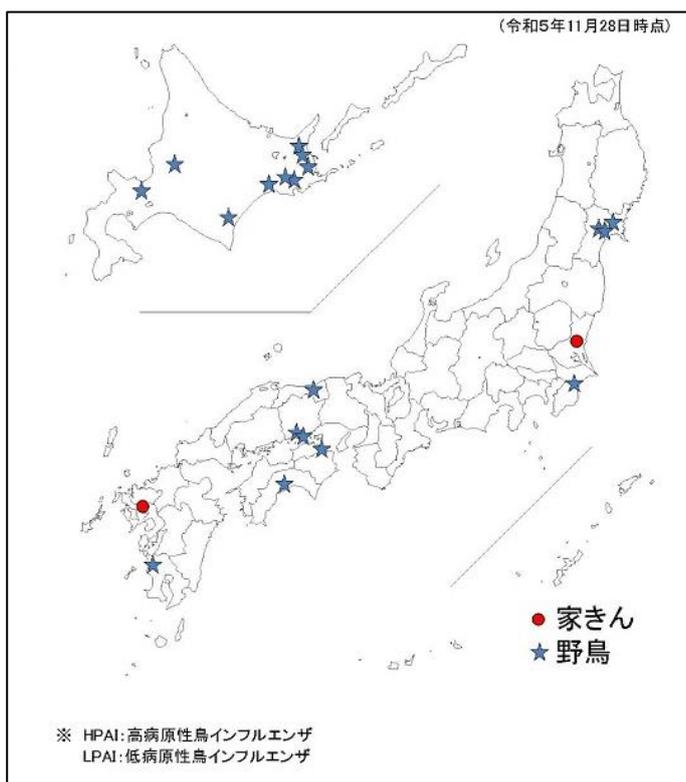
国内において、今シーズンは11月25日に1例目が確認されて以来、令和5年11月27日時点で2県2事例が発生し、約11.2万羽が殺処分の対象となっています。

No.	発生場所	疑似患畜 判定日	飼養羽数	病原性 亜型
1	佐賀県鹿島市	11/25	約4.0万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	高病原性 H5N1
2	茨城県笠間市	11/27	約7.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	高病原性 H5N1

高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえ、県は家きん飼育農場を対象に「消毒方法の実施の命令」を告示しました。

つきましては農場消毒を確実に実施するとともに、消毒作業終了後、当所への連絡をお願いいたします。

(農水省HPより→)



アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について

「アニマルウェルフェア(Animal Welfare)」(以下AW)は、日本語では動物福祉と訳します。家畜のアニマルウェルフェアとは、日々の家畜の観察や記録、家畜のていねいな取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な管理を実行することで、家畜のストレスや疾病の減少、家畜の本来持つ能力の発揮などが実現されるものです。

■また、「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされています。

「5つの自由」とは

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由



■AWの指針は、これまで民間の畜産団体が定めたものがありましたが、近年のAWへの消費者の関心の高まりや国際情勢等を受け、令和5年7月に農水省が新たな指針を作成しました。

(写真：平飼い方式の推奨事項の例)

状況に応じ、より穏和でおとなしい系統を選択するとともに、飼養管理の段階において、飼養空間の増大、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離、(略)止り木等の付帯設備の提供等の管理方法を行う。

- 指針は各畜種(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬)ごとの「飼養管理に関する技術的な指針」のほか、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」「家畜の輸送に関する技術的な指針」が定められています。
- ※各指針は、農林水産省のHPから「アニマルウェルフェア」と検索して御覧ください。

埼玉県中央家畜保健衛生所 (さいたま市北区别所町 107-1)

TEL: 048-663-3071

(24時間、土日祝日も受付)